

花巻空港脱炭素化推進計画が 国土交通大臣から認定を受けました！



港湾空港課

空港脱炭素化推進計画の制度について

航空分野全体における脱炭素化の推進を目的に、令和4年に空港法が一部改正され、空港管理者が空港脱炭素化推進計画を作成し、その計画を国土交通大臣が認定することが制度化されました。

【空港法第25条第1項】

空港管理者は、国土交通省令で定めるところにより、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

花巻空港脱炭素化推進計画について

岩手県では、制度化された令和4年から花巻空港脱炭素化推進計画の作成に着手し、この度、令和6年12月17日に計画が国土交通大臣から認定を受けました。なお、東北の地方管理空港では初の計画認定となります。

計画の作成に当たっては、空港関係事業者の脱炭素化に関する意見を幅広く聴取するため、空港管理者、航空運送事業者、ターミナル事業等の全31事業者で構成する花巻空港脱炭素化協議会を設置し、脱炭素化の取組等の検討を進めました。

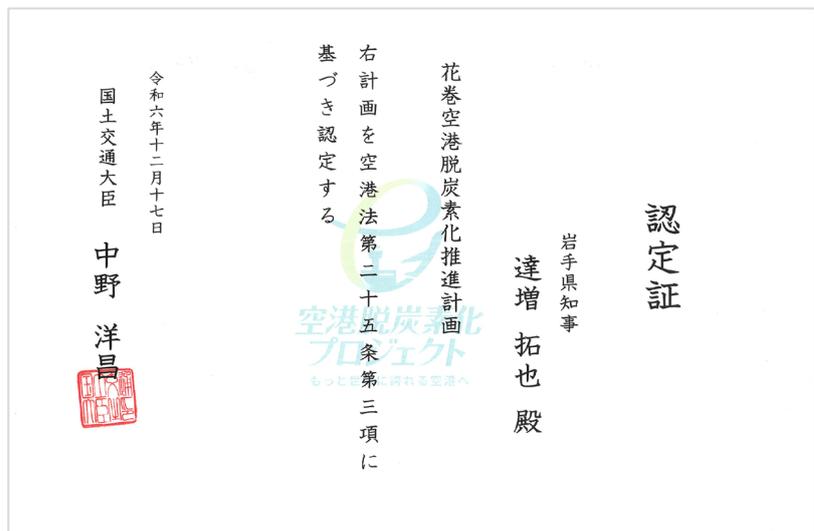
今後は、花巻空港の脱炭素化に向け、空港関係事業者とともに計画に基づく取組を推進していきます。

認定式の様子



右：国土交通省航空局田中官房技術審議官
左：岩手県上澤県土整備部長

認定証



花巻空港脱炭素化推進計画の概要

空港脱炭素化推進に向けた方針

空港管理者の花巻空港事務所をはじめとする花巻空港関係事業者が一体となって、空港施設等からのCO₂排出削減に係る取組や再生可能エネルギーを導入することにより、花巻空港の脱炭素化を推進する。

計画の目標

2030年度：空港施設等からの温室効果ガス削減割合（2013年度比）60%

2050年度：「花巻空港における温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指す

目標達成に向けた取組内容

【2030年度までの取組】

空港建築施設の省エネ化

旅客ターミナルビル等において、照明設備のLED化や固定橋における暑さ対策を実施する。

航空灯火のLED化

2030年度までに全ての航空灯火のLED化を実施する。

再生可能エネルギー電力利用の推進

水力・風力・太陽光及びバイオマス発電等による温室効果ガス排出係数が低い電力の購入等、再生可能エネルギーに由来する電力の利用を推進する。

【2050年度までの取組】

空港建築施設の省エネ化

旅客ターミナルビル等において、各種空調設備・機器の更新時に、高効率な空調設備の導入などによる省エネルギー化を検討する。

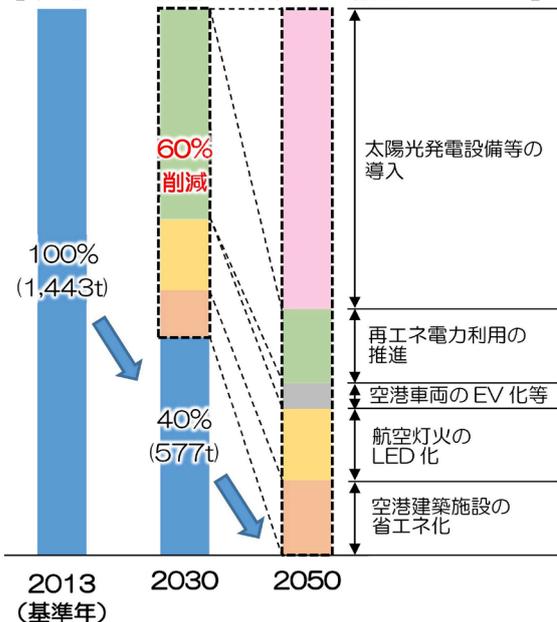
空港車両のEV・FCV化等

今後における空港車両のEV・FCVの開発動向を踏まえ、車両の更新時期を見ながら導入に向けEV・FCV化等（バイオ燃料等への燃料転換を含む）を検討する。
また、充電設備や水素ステーションの整備についても検討する。

太陽光発電設備等の導入

省エネルギー対策後の電力、更なる空港電力需要の増加及び空港車両の電動化状況に応じて必要となる電力量等を見定め、太陽光発電設備等の導入を検討する。
また、太陽光発電設備等の導入に合わせて、蓄電池の活用も検討する。

【取組による温室効果ガス削減イメージ】



実施体制及び進捗管理方法

花巻空港の関係者等で組織する「花巻空港脱炭素化推進協議会」を定期的に関催し、本計画の推進を図るとともに、本計画の進捗状況を確認する。